

議会運営委員会
 全員協議会

協議事項

平成 30. 11. 9 (金)

午前 10 時
 午後 1 時 30 分

1 第 4 回市議会定例会において早期議決を要する事項について

2 第 4 回市議会定例会の運営について

(1) 諸般の報告事項

監報第 13・14 号 … 2 件 定期監査等、現金出納検査結果報告
 報 第 23 号 … 1 件 専決処分の報告 (法第 180 条関係)

(2) 議決事件について

ア 市長提出事件

自 第 120 号議案	} 57 件	}	予 算	19 件
			条 例	7 件
至 第 176 号議案			そ の 他	31 件

(3) 討論について

通告書の提出期限 …… 12 月 6 日 (木) 正午

(4) 市政に対する質問について (9 月 26 日の議運で内定)

ア 質問者の数

	代表質問	一般質問
自由民主党浜松	1 人	5 人
創造浜松	1 人	2 人
市民クラブ	1 人	—
公明党	1 人	—
日本共産党浜松市議団	1 人	1 人
浜松市政向上委員会	—	1 人
	5 人	9 人

イ 質問日別の人数

	代表質問	一般質問
11 月 30 日 (金)	5 人	—
12 月 3 日 (月)	—	5 人
12 月 4 日 (火)	—	4 人
	5 人	9 人

ウ 質問通告期限 …… 11 月 21 日 (水) 正午

エ 発言順序について

	代表質問	一般質問
1 日 目	1 自由民主党浜松 2 創造浜松 3 市民クラブ 4 公明党 5 日本共産党浜松市議団	
2 日 目		1 自由民主党浜松 2 自由民主党浜松 3 創造浜松 4 日本共産党浜松市議団 5 自由民主党浜松
3 日 目		6 創造浜松 7 自由民主党浜松 8 自由民主党浜松 9 浜松市政向上委員会

(5) 会期について

自 11月16日(金) } の28日間
至 12月13日(木)

(6) 会期中の日程表・議事日程・議事の順序及び議案付託件目表について(別紙)

3 追加予定議案について

4 請願・意見書の提出について

浜財財第70号

平成30年11月9日

浜松市議会議長 飯田 末夫 様

浜松市長 鈴木 康友

11月市議会定例会における早期議決依頼について

11月市議会定例会に提出を予定している案件のうち下記の案件について、早期の議決を賜りますよう、よろしくお取り計らい願います。

記

1 早期議決依頼案件

- (1) 浜松市職員の給与に関する条例の一部改正について
- (2) 浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正について

2 早期審議・議決依頼の理由

人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告（平成30年9月28日）を踏まえ、本年度の給与改定を実施するために、条例の改正をお願いするものである。

内容は、公民給与の較差解消を図るための、給料月額、勤勉手当などの改定、期末手当の配分見直しが主なものである。

平成30年12月支給の勤勉手当については、支給の基準となる同月1日までにその根拠となる浜松市職員の給与に関する条例（昭和31年浜松市条例第38号）及び浜松市教育職員の給与に関する条例（平成29年浜松市条例第34号）を改正し、施行することが必要となる。

以上の理由から、早期の審議・議決をお願いするものである。

日程表

〔 会期 自 11月16日(金) の28日間 至 12月13日(木) 〕

平成30年11月定例会

月 日	曜日	会 議 名	開議時刻	会議場所	会 議 の 内 容	備 考
11月9日	金	議 会 運 営 委 員 会	午前10時	第1委員会室	1 第4回定例会の運営について 2 その他	○招集告示 ○議案配付
		全 員 協 議 会	午後1時30分	全員協議会室	1 議会運営委員会の協議結果について 2 その他	
10日	(土)					
11日	(日)					
12日	月					
13日	火					
14日	水					
15日	木					
16日	金	本 会 議	午前10時	議 場	1 請般の報告 2 議案上程・説明・休憩(議案説明会) ・質疑・委員会付託 3 その他	
		総 務 委 員 会 会 室 市 民 文 教 委 員 会 会 室	本会議終了後	第1委員会室 第5委員会室	付託議案審査	
17日	(土)					
18日	(日)					
19日	月					※第175号議案及び第176号議案の討論通告期限…正午
20日	火					
21日	水					※質問通告期限…正午
22日	木					
23日	(金)					[勤労感謝の日]
24日	(土)					
25日	(日)					
26日	月					
27日	火					
28日	水					
29日	木	議 会 運 営 委 員 会	午前10時	第1委員会室	1 意見書等の調整について 2 その他	
30日	金	全 員 協 議 会	午前9時30分	全員協議会室	1 議会運営委員会の協議結果について 2 その他	
		本 会 議	午前10時	議 場	1 代表質問 2 委員長報告・質疑・(討論)・採決	
12月1日	(土)					
2日	(日)					
3日	月	本 会 議	午前10時	議 場	一般質問	
4日	火	本 会 議	午前10時	議 場	一般質問	
5日	水	総 務 委 員 会 会 室 厚 生 保 健 委 員 会 会 室 環 境 経 済 委 員 会 会 室 建 設 消 防 委 員 会 会 室 市 民 文 教 委 員 会 会 室	午前9時30分	第1委員会室 第2委員会室 第3委員会室 第4委員会室 第5委員会室	付託議案審査	
6日	木					※討論通告期限…正午
7日	金					
8日	(土)					
9日	(日)					
10日	月					
11日	火					
12日	水	議 会 運 営 委 員 会	午前10時	第1委員会室	1 定例会最終日の運営について 2 その他	
13日	木	全 員 協 議 会	午前9時30分	全員協議会室	1 議会運営委員会の協議結果について 2 その他	
		本 会 議	午前10時	議 場	1 委員長報告・質疑・(討論)・採決 2 その他	

議 事 日 程 (第 18 号)

平成30年11月16日 (金) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 第 120 号 議 案 平成30年度浜松市一般会計補正予算 (第 3 号)
- 第 4 第 121 号 議 案 平成30年度浜松市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 5 第 122 号 議 案 平成 30 年度浜松市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 6 第 123 号 議 案 平成 30 年度浜松市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 7 第 124 号 議 案 平成 30 年度浜松市と畜場・市場事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 8 第 125 号 議 案 平成 30 年度浜松市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 9 第 126 号 議 案 平成 30 年度浜松市中央卸売市場事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 10 第 127 号 議 案 平成 30 年度浜松市熊財産区特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 11 第 128 号 議 案 平成 30 年度浜松市病院事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第 12 第 129 号 議 案 平成 30 年度浜松市水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第 13 第 130 号 議 案 平成 30 年度浜松市下水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第 14 第 131 号 議 案 浜松市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 第 15 第 132 号 議 案 浜松市手数料条例の一部改正について
- 第 16 第 133 号 議 案 浜松市農業集落排水処理施設条例及び浜松市下水道条例の一部改正について
- 第 17 第 134 号 議 案 浜松市奨学金貸与条例の一部改正について
- 第 18 第 135 号 議 案 浜松市熊財産区管理会の設置等に関する条例を廃止する等の条例の制定について
- 第 19 第 136 号 議 案 当せん金付証票の発売について
- 第 20 第 137 号 議 案 住居表示に関する法律第 3 条第 1 項の規定による市街地の区域及び住居表示の方法について
- 第 21 第 138 号 議 案 市有財産処分について
(第三都田地区工場用地 6 区画)
- 第 22 第 139 号 議 案 財産区有財産の無償譲渡について
(熊財産区財産)
- 第 23 第 140 号 議 案 指定管理者の指定について
(浜松市中部協働センターほか 2 施設)
- 第 24 第 141 号 議 案 指定管理者の指定について
(浜松市みをつくし文化センターほか 2 施設)

- 第25 第142号議案 指定管理者の指定について
(浜松市浜北文化センターほか2施設)
- 第26 第143号議案 指定管理者の指定について
(浜松市浜北総合体育館ほか7施設)
- 第27 第144号議案 指定管理者の指定について
(浜松市サンライフ浜北ほか3施設)
- 第28 第145号議案 指定管理者の指定について
(浜松市雄踏総合体育館ほか2施設)
- 第29 第146号議案 指定管理者の指定について
(浜松市北部水泳場)
- 第30 第147号議案 指定管理者の指定について
(浜松市武道館)
- 第31 第148号議案 指定管理者の指定について
(浜松アリーナ)
- 第32 第149号議案 指定管理者の指定について
(浜松市新橋体育センターほか5施設)
- 第33 第150号議案 指定管理者の指定について
(浜松市天竜ボート場ほか3施設)
- 第34 第151号議案 指定管理者の指定について
(浜松市三ヶ日総合福祉センター、浜松市三ヶ日児童館)
- 第35 第152号議案 指定管理者の指定について
(浜松市春野福祉センター)
- 第36 第153号議案 指定管理者の指定について
(浜松市発達医療総合福祉センター)
- 第37 第154号議案 指定管理者の指定について
(浜松こども館、浜松市立青少年の家)
- 第38 第155号議案 指定管理者の指定について
(浜松市子育て情報センター)
- 第39 第156号議案 指定管理者の指定について
(浜松市リハビリテーション病院)
- 第40 第157号議案 指定管理者の指定について
(浜松市農村環境改善センター)
- 第41 第158号議案 指定管理者の指定について
(四ツ池公園運動施設)
- 第42 第159号議案 指定管理者の指定について
(花川運動公園)
- 第43 第160号議案 指定管理者の指定について
(美蘭中央公園ほか2施設)
- 第44 第161号議案 指定管理者の指定について
(雄踏総合公園、浜松市舞阪表浜公園)

- 第45 第162号議案 指定管理者の指定について
(万葉の森公園)
- 第46 第163号議案 指定管理者の指定について
(浜松市春野ふれあい公園)
- 第47 第164号議案 指定管理者の指定について
(浜松市立可新図書館、浜松市立はまゆう図書館)
- 第48 第165号議案 指定管理者の指定について
(浜松市立舞阪図書館ほか2施設)
- 第49 第166号議案 指定管理者の指定について
(浜松市立細江図書館ほか2施設)
- 第50 第167号議案 平成30年度浜松市一般会計補正予算(第4号)
- 第51 第168号議案 平成30年度浜松市と畜場・市場事業特別会計補正予算(第2号)
- 第52 第169号議案 平成30年度浜松市中央卸売市場事業特別会計補正予算(第3号)
- 第53 第170号議案 平成30年度浜松市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第3号)
- 第54 第171号議案 平成30年度浜松市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)
- 第55 第172号議案 平成30年度浜松市病院事業会計補正予算(第3号)
- 第56 第173号議案 平成30年度浜松市水道事業会計補正予算(第3号)
- 第57 第174号議案 平成30年度浜松市下水道事業会計補正予算(第3号)
- 第58 第175号議案 浜松市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第59 第176号議案 浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正について

議 事 の 順 序 (第1日)

平成30年11月16日(金) 午前10時開会

1 開 会 の 宣 告

2 開 議 の 宣 告

3 諸 般 の 報 告…

監報第13・14号 定期監査等、現金出納検査結果報告

報 第 23 号 専決処分の報告(法第180条関係)

4 会議録署名議員指名

5 会 期 の 決 定

6 議 案 上 程……

自 日程第 3 第 120 号 議案

57 件

至 日程第 59 第 176 号 議案

(1) 説 明

(休 憩) 議案説明会開催

(2) 質 疑

(3) 委員会付託

7 休 会 の 決 定

8 散 会 の 宣 告

平成30年第4回浜松市議会定例会議案付託件目表

総務委員会

- 第 120 号議案 平成30年度浜松市一般会計補正予算（第3号）
第1条（歳入歳出予算の補正）中
第1項
第2項中
歳入予算中
第7款 道府県民税所得割臨時交付金
第23款 繰越金
歳出予算中
第2款 総務費中
第12項 徴税費
第11款 災害復旧費中
第1項 災害復旧費中
第5目 その他公共・公用施設災害復旧費
第2条（繰越明許費）中
公共建築物耐震化推進事業
第3条（債務負担行為の補正）中
第1項中
市議会だより発行事業費
広報はままつ発行事業費
ラジオ・テレビ番組制作及び放送事業費
ケーブルテレビ広報番組制作業務委託費
大型ビジョン・テレビ・インターネット等放送用広報動画制作業務委託費
文書送達業務委託費
本庁舎・元目分庁舎・鴨江分庁舎設備運転保守管理業務委託費
EPカートリッジ購入経費
地方税共通納税対応化システム改修業務委託費
市税の口座振替、還付振込及び領収済通知書入力データ作成業務委託費
笠井協働センター他7施設公共建築物長寿命化推進事業費
笠井協働センター他1施設公共建築物ユニバーサルデザイン推進事業費
第4条（地方債の補正）
- 第 127 号議案 平成30年度浜松市熊財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第 131 号議案 浜松市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 第 135 号議案 浜松市熊財産区管理会の設置等に関する条例を廃止する等の条例の制定について
- 第 136 号議案 当せん金付証票の発売について
- 第 137 号議案 住居表示に関する法律第3条第1項の規定による市街地の区域及び住居表示の方法について
- 第 139 号議案 財産区有財産の無償譲渡について（熊財産区財産）

第 167 号議案 平成30年度浜松市一般会計補正予算（第4号）

第 175 号議案 浜松市職員の給与に関する条例の一部改正について

厚生保健委員会

- 第 120 号議案 平成30年度浜松市一般会計補正予算（第3号）
第1条（歳入歳出予算の補正）中
第2項中
歳入予算中
第18款 国庫支出金中
第1項 国庫負担金中
第2目 民生費国庫負担金
第2項 国庫補助金中
第2目 民生費国庫補助金
第3項 委託金
第19款 県支出金
歳出予算中
第3款 民生費
第4款 衛生費
第3条（債務負担行為の補正）中
第1項中
生活困窮者自立支援業務委託費
学習支援業務委託費
児童虐待等休日夜間電話対応業務委託費
私立保育所等施設整備費補助金
社会福祉法人等利用者負担軽減確認証等作成及び封入封緘業務委託費
龍山歯科診療所歯科診療用システム機器等リース料
- 第 121 号議案 平成30年度浜松市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 122 号議案 平成30年度浜松市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 123 号議案 平成30年度浜松市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 128 号議案 平成30年度浜松市病院事業会計補正予算（第2号）
- 第 151 号議案 指定管理者の指定について（浜松市三ヶ日総合福祉センター、浜松市三ヶ日児童館）
- 第 152 号議案 指定管理者の指定について（浜松市春野福祉センター）
- 第 153 号議案 指定管理者の指定について（浜松市発達医療総合福祉センター）
- 第 154 号議案 指定管理者の指定について（浜松こども館、浜松市立青少年の家）
- 第 155 号議案 指定管理者の指定について（浜松市子育て情報センター）
- 第 156 号議案 指定管理者の指定について（浜松市リハビリテーション病院）
- 第 172 号議案 平成30年度浜松市病院事業会計補正予算（第3号）

環境経済委員会

- 第 120 号議案 平成30年度浜松市一般会計補正予算（第3号）
第1条（歳入歳出予算の補正）中
第2項中
歳入予算中
第24款 諸収入
歳出予算中
第6款 農林水産業費中
第1項 農業費
第11款 災害復旧費中
第1項 災害復旧費中
第1目 林業施設災害復旧費
第2目 農地・農業用施設災害復旧費
第3条（債務負担行為の補正）中
第1項中
清掃事業用重金属固定剤購入経費
引佐最終処分場浸出水処理施設運転管理業務委託費
浜北環境センター浸出水処理施設運転管理業務委託費
新・産業集積エリア整備事業1街区宅地造成外周辺整備工事費
海外ビジネスサポートデスク運營業務委託費
浜松イノベーションキューブ・インキュベーションマネージャー業務委託費
ラグビーワールドカップ2019誘客プロモーション業務委託費
観光インフォメーションセンター管理運營業務委託費
- 第 124 号議案 平成30年度浜松市と畜場・市場事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 126 号議案 平成30年度浜松市中央卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 138 号議案 市有財産処分について（第三都田地区工場用地6区画）
- 第 157 号議案 指定管理者の指定について（浜松市農村環境改善センター）
- 第 168 号議案 平成30年度浜松市と畜場・市場事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 169 号議案 平成30年度浜松市中央卸売市場事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 170 号議案 平成30年度浜松市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第3号）

建設消防委員会

第 120 号議案 平成30年度浜松市一般会計補正予算（第3号）

第1条（歳入歳出予算の補正）中

第2項中

歳入予算中

第18款 国庫支出金中

第1項 国庫負担金中

第6目 災害復旧費国庫負担金

歳出予算中

第6款 農林水産業費中

第6項 農業集落排水費

第8款 土木費

第11款 災害復旧費中

第1項 災害復旧費中

第3目 土木施設災害復旧費

第2条（繰越明許費）中

交通安全施設等整備・修繕事業（国交付金事業）

交通安全施設等整備・修繕事業（国県道単独事業）

交通安全施設等整備・修繕事業（市道単独事業）

スマートインターチェンジ関連整備事業（単独事業）

道路維持修繕事業（国交付金事業）

都市計画道路整備事業（国交付金事業）

第3条（債務負担行為の補正）中

第1項中

浄化槽管理台帳システム機能改修業務委託費

交通安全施設整備・修繕事業費（単独事業）

市道沢上灰の木原線道路改良工事費

道路新設改良事業費（単独事業）

国道362号（宮口バイパス）道路築造工事費

県道引佐館山寺線外2線交通量調査業務委託費

国道152号道路改良工事費（池島・大原区間）

国道473号原田橋左岸側取合道路整備工事費

国道473号原田橋河川内仮設道路交通管理業務委託費

舗装長寿命化修繕業務委託費

舗装定期点検業務委託費

市道三ヶ日東山新田線新田橋外13橋橋りょう定期点検業務委託費

道路維持修繕事業費（単独事業）

県道浜名湖周遊自転車道線修繕工事費

県道磐田細江線天竜川橋橋りょう修繕業務委託費

道路構造物点検データ入力業務委託費

道路防災事業費（単独事業）

河川改良事業費（単独事業）

江之島地区ビーチスポーツ施設整備工事費

市営住宅管理システム更新業務委託費

消防ヘリコプター定期耐空証明検査費

第 125 号議案 平成30年度浜松市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

- 第 129 号議案 平成30年度浜松市水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第 130 号議案 平成30年度浜松市下水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第 132 号議案 浜松市手数料条例の一部改正について
- 第 133 号議案 浜松市農業集落排水処理施設条例及び浜松市下水道条例の一部改正について
- 第 160 号議案 指定管理者の指定について (美茵中央公園ほか 2 施設)
- 第 161 号議案 指定管理者の指定について (雄踏総合公園、浜松市舞阪表浜公園)
- 第 163 号議案 指定管理者の指定について (浜松市春野ふれあい公園)
- 第 171 号議案 平成30年度浜松市駐車場事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 173 号議案 平成30年度浜松市水道事業会計補正予算 (第 3 号)
- 第 174 号議案 平成30年度浜松市下水道事業会計補正予算 (第 3 号)

市民文教委員会

第 120 号議案 平成30年度浜松市一般会計補正予算（第3号）

第1条（歳入歳出予算の補正）中

第2項中

歳入予算中

第18款 国庫支出金中

第2項 国庫補助金中

第9目 教育費国庫補助金

第22款 繰入金

第25款 市債

歳出予算中

第2款 総務費

〔第12項 徴税費〕を除く

第10款 教育費

第2条（繰越明許費）中

協働センター等施設整備事業

学校施設整備事業（小学校費）

学校施設整備事業（中学校費）

第3条（債務負担行為の補正）中

第1項中

DV相談支援センター電話相談業務委託費

浜松山里いきいき応援隊活動事業費

市民提案による住みよい地域づくり助成事業費補助金

美術館企画展開催事業費負担金

秋野不矩美術館特別展開催業務委託費

戸籍システム機器更新事業費

住民基本台帳ネットワークシステム機器更新事業費

通園・通学バス運行業務委託費

スクールバスリース料（下阿多古小学校）

外国人子ども教育支援推進業務委託費

学校ネットパトロール等業務委託費

いじめ電話相談業務委託費

不登校児支援推進業務委託費

給食用LPガス購入経費

第2項

第 134 号議案 浜松市奨学金貸与条例の一部改正について

第 140 号議案 指定管理者の指定について（浜松市中部協働センターほか2施設）

第 141 号議案 指定管理者の指定について（浜松市みをつくし文化センターほか2施設）

第 142 号議案 指定管理者の指定について（浜松市浜北文化センターほか2施設）

第 143 号議案 指定管理者の指定について（浜松市浜北総合体育館ほか7施設）

第 144 号議案 指定管理者の指定について（浜松市サンライフ浜北ほか3施設）

- 第 145 号議案 指定管理者の指定について (浜松市雄踏総合体育館ほか2施設)
- 第 146 号議案 指定管理者の指定について (浜松市北部水泳場)
- 第 147 号議案 指定管理者の指定について (浜松市武道館)
- 第 148 号議案 指定管理者の指定について (浜松アリーナ)
- 第 149 号議案 指定管理者の指定について (浜松市新橋体育センターほか5施設)
- 第 150 号議案 指定管理者の指定について (浜松市天竜ボート場ほか3施設)
- 第 158 号議案 指定管理者の指定について (四ツ池公園運動施設)
- 第 159 号議案 指定管理者の指定について (花川運動公園)
- 第 162 号議案 指定管理者の指定について (万葉の森公園)
- 第 164 号議案 指定管理者の指定について (浜松市立可新図書館、浜松市立はまゆう図書館)
- 第 165 号議案 指定管理者の指定について (浜松市立舞阪図書館ほか2施設)
- 第 166 号議案 指定管理者の指定について (浜松市立細江図書館ほか2施設)
- 第 176 号議案 浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正について

4 請願・意見書の提出について（別冊）

- (1) 安心して医療が受けられ、健康が守られるように国民健康保険料の改善を求める請願
（浜松・国民健康保険を良くする会 代表世話人 疋田朋広さん、星川千里さんほか提出）

- (2) 子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願
（子どもと教育を考える浜松市民会議 代表者 中村正伸さんほか提出）

- (3) 「幼児教育の無償化」に当たり地方負担がふえることのないよう財源の確保を求める意見書
（自由民主党浜松提出）

- (4) 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の改正を
求める意見書
（自由民主党浜松提出）

- (5) 地域材の活用促進を求める意見書
（創造浜松提出）

- (6) 全ての外国人学校への特定公益増進法人制度の適用を求める意見書
（市民クラブ提出）

- (7) 認知症施策推進基本法の早期実現を求める意見書
（公明党提出）

- (8) 消費税増税中止を求める意見書
（日本共産党浜松市議団提出）

- (9) 第5次エネルギー基本計画の撤回を求める意見書
（日本共産党浜松市議団提出）

安心して医療が受けられ、健康が守られるように 国民健康保険料の改善を求める請願

2018年11月2日

浜松市議会議長 飯田 末夫 様



請願者

住所 浜松市中区上島 3-33-6

静岡県西部地区労働組合連合内

TEL(053)-545-9719 FAX(053-545-9720)

団体名 浜松・国民健康保険を良くする会

代表世話人 疋田 朋彦

星川 千穂

他 ~~3,598~~ 筆
3,325

紹介議員

酒井 豊実



北島 定



小黑 啓子



渡邊 眞弓



落合 勝



【請願趣旨】

多くの市民にとって健康を維持し、元気に生活することは、共通の願いです。

国民健康保険は、法第1条に「国民健康保険事業の健全な運営を確保し、社会保障及び国民保健の向上に寄与する」と目的を定め、市町村が保険者として運営してきました。

今年4月から、都道府県単位化になりましたが保険料は従来通り市町村で決められます。

浜松市の国民健康保険(国保)は10万世帯余、17万人余が加入しています。浜松市の一人当たりの保険料は、政令市で一番高くなっています。

そのうえ、収入が激減した場合の減免は難しく、未納者になると期間限定の「短期証」、窓口で10割負担の「資格証」が発行されるため、受診抑制がおき、重症化を招きます。

国保料は、所得の無い子どもの分も保険料が計算されており、制度の改善が必要です。

市民の命と健康、くらしと中小業者の営業を守ることで、地域経済と市民生活が豊かになります。だれでもが安心して医療を受けられるよう、以下の事項を請願します。

【請願事項】

- 一、 国民健康保険料を引き下げてください。
- 一、 収入が激減した世帯の保険料を減免してください。

子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願

浜松市議会議長 飯田 末夫 様



請願者 住所 浜松市中区上島 3-33-6

TEL053(545)9719

団体名 子どもと教育を考える浜松市民会議

代表者 中村 正伸

外 ~~2767~~ 筆

2,807

紹介議員

酒井豊実



北島 定



小黒啓子



渡邊眞弓



落合勝二



【請願趣旨】

子どもたちが人間として大切にされ、憲法と子どもの権利条約が生きて輝く学校をつくるのがすべての父母・保護者・市民の願いです。どの子にもゆきとどいた教育を保障するために以下のことを請願します。

【請願項目】

1. 市の教育予算を増やしてください。
 - ① 経済的な理由で進学をあきらめる子どもが出ないように必要とするすべての大学、短期大学、専門学校等に対する返済不要の「給付制奨学金」制度を創設してください。
 - ② 学校給食費の保護者負担を軽減し、将来的には学校給食費を無償にしてください。当面、第2子以降は半額にしてください。
 - ③ 小・中学生の保護者へ就学援助制度を周知し、さらに認定基準の緩和、支給費目の拡大、教育費の負担軽減をすすめてください。
2. 正規の教職員を増やして、現在小学校1・2年で実施している「浜松式30人学級」を小中学校の全学年に早期に実現してください。その際、県が実施したように「1学級25人以上」の条件を撤廃してください。
3. 特別な支援を必要とするすべての子どもたちに、ゆきとどいた教育を保障してください。発達支援学級の定数8人（情緒学級は7人）を6人に減らしてください。
4. 放課後児童会の待機児童を（5月1日現在355人）解消してください。
5. 子どもたちのいのちと安全を守り、学習環境の改善を図ってください。
 - ① 市内すべての学校建物の老朽化対策や安全対策に早急に取り組んでください。
 - ② トイレの洋式化・男女別化をすすめてください。

「幼児教育の無償化」に当たり地方負担がふえることのないよう
財源の確保を求める意見書（案）

政府は平成30年6月15日に「経済財政運営と改革の基本方針2018」を閣議決定し、その中では「人づくり革命」への第一の取り組みとして、「幼児教育の無償化」が掲げられている。

幼稚園、保育所、認定こども園並びに地域型保育、企業主導型保育事業、加えて保育が必要とされた認可外保育施設を利用する3歳から5歳までの全ての子供たちを無償化の対象としている。また、ゼロ歳から2歳までの子供たちの利用料についても、住民税非課税世帯を対象に無償化を進めるというものである。

詳細な制度設計は今後検討されるとしても、財源には消費増税分による増収分を充てることとされている。

よって、国においては、幼児教育の無償化の実施に当たっては、実務上必要なシステム改修等に要する費用を含め、国の責任において、地方自治体に負担を生じさせないよう必要な財源措置を講じることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律
及び道路交通法の改正を求める意見書（案）

毎年、痛ましい交通事故が多く発生している。自動車事故の加害者に対する処罰法は変遷を重ね、平成 26 年 5 月 20 日から準危険運転致死傷罪、過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪、無免許運転の場合の刑の加重などを新設した自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（以下「自動車運転死傷行為処罰法」）が適用されている。この自動車運転死傷行為処罰法の施行により、重大事故にもかかわらず、かつては過失等と判断されていた事故も厳罰化されることとなった。しかし、準危険運転致死傷罪は、アルコール、薬物、または政令で定める病気の影響により、その走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態を対象としているが、正常な運転に支障が生じるおそれがあることが明白であるスマートフォンを操作しながらの運転（以下「ながらスマホ」）は対象としていない。

また、自転車の不適切な運転に起因する重大事故も見受けられ、ながらスマホによる事故も多い。自転車事故に対する罰則は道路交通法に規定されているが、懲役や罰金は自動車運転死傷行為処罰法と比較して軽くなっている。ながらスマホに対する罰則としては、道路交通法第 70 条の安全義務違反となった場合には同法第 119 条第 1 項により 3 カ月以下の懲役または 5 万円以下の罰金が科されるが、過失が認められた場合には同条第 2 項により 10 万円以下の罰金が科されることとなる。

現実には、これらの法で規定された罰則があっても、ながらスマホに起因する事故において過失が認められるなど交通事故被害者側に納得のいかない判決が多く見受けられることから、関係法令における厳罰化を徹底することにより悪質事故の減少を期待するものである。

よって、国においては、下記事項について適用法を改正するよう強く求める。

記

- 1 ながらスマホを自動車運転死傷行為処罰法第 3 条の準危険運転致死傷罪の対象とすること。
- 2 自転車事故に適用する道路交通法の罰則を自動車運転死傷行為処罰法で規定する罰則と同様とすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

地域材の活用促進を求める意見書（案）

我が国では、戦後に造林された人工林が資源として利用可能な時期を迎える一方で、木材価格の下落の影響により手入れが十分に行われず、国土保全など森林の持つ多面的機能の低下が懸念される事態となっている。

また、本年9月30日の台風24号により、本市は大規模な停電に見舞われたが、中山間地域においては、手入れが行き届かない山林等での倒木により高圧線が断線し、また林道や作業道の損壊により木材の搬出が不可能となるなど、自然災害への対応も課題となっている。

さらに、平成31年度税制改正により森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）が創設される予定であり、地方公共団体における地域材利用の取り組み強化が期待されている。

このため、国は率先して公共建築物等への木材利用に取り組むほか、地方公共団体に対しては需要創出に向けた取り組みをさらに促進させ、民間事業者等に対しては地域材活用を推進するための周知・啓発を充実させていく必要がある。

よって、国においては、地域材の活用促進のため下記事項について取り組むよう強く要望する。

記

- 1 平成31年度から地方公共団体に配分される森林環境譲与税（仮称）が公共建築物の木造化等に有効活用され、森林整備や木材利用の促進などの取り組みが円滑に進められるよう、必要な情報提供や助言等を適切に行うこと。
- 2 公共建築物の整備に係る省庁の補助事業において、木材を利用する施設に係る補助率のかさ上げや優先的な補助採択等を一層推進すること。
- 3 中高層の公共建築物の木造化・木質化を普及するため、CLTや耐火部材等の新たな技術開発や人材育成を推進すること。
- 4 保育、間伐などの森林整備を推進するとともに、災害防止に向けた再造林などの森林再生及び治山事業を一層強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

全ての外国人学校への特定公益増進法人制度の適用を求める意見書（案）

公立学校に通う外国人は授業料が無料となり経済的負担は軽減されるが、多くの児童・生徒は学習言語を十分に理解していないため、授業についていけない現状がある。

また、こうした児童・生徒は母国語と日本語の両方の言語獲得ができないまま日々過ごさなければならないために、不登校、精神的不安定などの諸問題が起き、公立学校を卒業後、母国に帰ることも日本で就職することもままならない状況などになることが見受けられる。こうしたことから、母国語での教育が行われている外国人学校は不可欠と言える。

しかしながら、外国人学校に対する国からの支援は十分とは言えず、学校経営は寄附金に頼らざるを得ない現状がある。

寄附金を集めやすくする税制上の優遇措置は、欧米系のインターナショナルスクールなどに限定して適用され、それ以外の外国人学校には適用されていないため、厳しい財政環境と相まって学校運営が一層困窮を来す要因となっている。

よって、国においては、全ての外国人学校が所得税法及び法人税法上の特定公益増進法人制度の適用対象となるよう、早急に改善することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

認知症施策推進基本法の早期実現を求める意見書（案）

国は、2015年1月に認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）を策定し、7つの柱を設け認知症施策を進めてきたが、世界に類例の見ないスピードで高齢化が進む我が国において認知症の人は年々ふえ続け、2015年には推計で約525万人とされていたものが、2025年には700万人を突破すると見込まれている。

認知症施策としては、認知症の人が尊厳を保持しつつ地域社会を構成する一員として尊重される社会の構築を目指し、認知症の人及びその家族や認知症の人と社会生活において密接な関係を有する人が、認知症の人の有する能力に応じ、その意思を尊重した必要な支援を受けられるようにしなければならない。さらに認知症に関する国民の理解が深められ、認知症の人及びその家族が居住する地域にかかわらず日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう推進されなければならない。

その上で、認知症の人の意思決定に対する支援が適切に行われるとともに、保健医療サービス、介護サービス、その他のサービスが認知症の人の意向に応じ、常に認知症の人の立場に立った上で提供され、教育、地域づくり、保健、医療、福祉、雇用等の関連分野における総合的な取り組みとして推進されなければならない。

よって、国においては、国や自治体を初めとして企業や地域が力を合わせ、認知症の人やその家族を支える社会を構築するため、認知症施策を総合的かつ計画的に推進する基本法を制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

消費税増税中止を求める意見書（案）

消費税率が8%に引き上げられて以降、年金支給額が引き下げられる一方で社会保障費の負担増、賃金低下、物価上昇等が重なったことにより、国民の暮らしや地域経済は大きく疲弊し、戦後初めて2年連続で個人消費がマイナスになった。

さらに、大規模な自然災害も相次いで発生している中で、国は2019年10月の消費税率10%への引き上げをあくまでも実施する姿勢を崩していない。消費税率10%への引き上げで5.6兆円の増税となり、軽減税率分を差し引いても4.6兆円の増税という試算が出ている。

また、8%と10%の線引きは単純ではなく、飲食料品を8%に据え置いても運送費や加工に係る水道光熱費、広告宣伝費などは10%になり、軽減税率が適用されても企業は価格を据え置く義務はないなど、税率引き上げと同時に実施されようとしている軽減税率には重大な問題もある。

そして、2023年に導入予定のインボイス制度（適格請求書等保存方式）は地域経済を担う中小業者にとって大きな負担となり、免税業者が商取引から排除されるという問題も含んでいる。

そもそも、憲法では応能負担原則にのっとった税制の確立を要請しているが、消費税は税制の中で逆進性が最も強く、貧困と格差を拡大する根本的な欠陥を持っている。

今は、消費税増税ではなく、大企業や富裕層を優遇する不公平税制をただし、防衛費や不要不急の大型公共工事への歳出を減らし、暮らしや社会保障、地域経済振興に税金を使い、内需主導で家計を温める経済政策を行うことが求められている。

よって、国においては、国民生活、地域経済、地方自治体等に深刻な打撃を与える消費税増税を中止するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

第5次エネルギー基本計画の撤回を求める意見書（案）

国は、本年7月、新たなエネルギー基本計画を決定した。基本計画では、原発を重要なベースロード電源と位置づけ、2030年度の電力の20%から22%を原発で供給するとしている。

これは、老朽化したもの及び建設中の2基を含む38基もの原子炉を全て稼働させることになり、日本を原発依存社会へと逆戻りさせるものである。

さまざまな世論調査によっても、原発の再稼働に反対との回答は6割に達し、即時ゼロ及び将来ゼロを求める回答の合計は75%を占めている。未来永劫原発依存を続けようとするこの基本計画は、国民世論と大きくかけ離れている。

9月6日に発生した北海道胆振東部地震では、全道が停電するブラックアウトが起き、電気事業の災害に対する脆弱性が露呈した。全道電力需要量の約半分を苫東厚真石炭火力発電所に依存していたことがその原因であり、電力の安定供給のためには、大規模集中発電から分散型への転換が必要である。

原発の特徴は、大出力でかつ出力の調整ができず、分散とは全く逆方向で大規模集中発電の最たるものであり、電力の安定供給という点でも失格である。

世界の流れは、脱炭素、再生可能エネルギーの普及であり、その導入コストも急速に下がっている。再生可能エネルギーは地域密着型であり地域経済への波及効果も大きい。日本の立ちおくれは著しい。米カリフォルニア州では、発電量に占める再生可能エネルギーの割合は2016年実績が40%、2030年目標は50%となっている。ドイツでは実績が29%、目標は50%であるが、日本では実績が16%、目標は20%から24%にとどまっている。立ちおくれの最大の原因は、原子力や石炭火力の発電に固執し続けるエネルギー基本計画にある。

よって、国においては、第5次エネルギー基本計画を撤回するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。